

周南市市民センター条例制定について

周南市市民センター条例を次のように定める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図るため、周南市市民センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域づくりの支援に関する事業
- (2) 生涯学習の推進に関する事業
- (3) 各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第4条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長が特に必要と認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用時間)

第5条 センターの使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 市長が特に必要と認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付し、又は指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の制限)

第7条 市長は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上特に必要があるとき。

2 前項の取消し等により生じた損害については、市はその責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第2から別表第4までに定める使用料の合計金額を前納しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国若しくは公共団体が使用するとき、又は市長が認めるときは、後納することができる。

3 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復等)

第11条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第8条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに使用者の責任において原状に復さなければならない。

2 前項の義務を履行しないときは、市長が使用者に代わってこれを行い、その費用は使用者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) センターの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) センターの施設及び附属設備等の使用の許可に関する業務
- (3) 第3条に定める事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第14条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第8条までの規定の適用については、第4条及び第5条中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(周南市公民館条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 周南市公民館条例（平成15年周南市条例第93号）
- (2) 周南市三丘徳修館条例（平成15年周南市条例第98号）
- (3) 周南市勝間ふれあいセンター条例（平成15年周南市条例第99号）
- (4) 周南市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第174号）
- (5) 周南市大道理夢求の里交流館条例（平成26年周南市条例第17号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の前までに、廃止前の周南市公民館条例、周南市三丘徳修館条例、周南市勝間ふれあいセンター条例、周南市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び周南市大道理夢求の里交流館条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなし、その使用料については、なお従前の例による。

(事業を行うその他の施設)

- 4 市長は、次の各号に掲げる条例に基づき設置した施設において、第3条に定める事業を行うものとする。

- (1) 周南市鶴いこいの里条例（平成15年周南市条例第101号）
- (2) 周南市新南陽ふれあいセンター条例（平成15年周南市条例第104号）
- (3) 周南市コアプラザかの条例（平成20年周南市条例第44号）

### 別表第1（第2条関係）

名称	位置
周南市桜木市民センター	周南市城ヶ丘2丁目4番21号
周南市周陽市民センター	周南市周陽2丁目8番2号
周南市秋月市民センター	周南市楠木2丁目1番25号
周南市遠石市民センター	周南市大字徳山591番地の3

周南市岐山市民センター	周南市大字徳山5649番地
周南市中央地区市民センター	周南市飯島町1丁目13番地
周南市今宿市民センター	周南市原宿町6番12号
周南市今宿市民センター西松原分館	周南市西松原4丁目4番40号
周南市櫛浜市民センター	周南市大字櫛ヶ浜458番地
周南市給島市民センター	周南市大字給島227番地
周南市大島市民センター	周南市大字大島1601番地
周南市久米市民センター	周南市大字久米2812番地の1
周南市菊川市民センター	周南市大字下上2146番地
周南市菊川市民センター富岡分館	周南市大字下上1560番地
周南市菊川市民センター加見分館	周南市大字上村703番地の1
周南市四熊市民センター	周南市大字四熊1417番地
周南市小畑市民センター	周南市大字小畑190番地
周南市夜市市民センター	周南市大字夜市660番地の1
周南市戸田市民センター	周南市大字戸田2845番地の2
周南市戸田市民センター四郎谷分館	周南市大字戸田152番地の2
周南市戸田市民センター津木分館	周南市大字戸田4741番地
周南市湯野市民センター	周南市大字湯野4230番地の1
周南市大向市民センター	周南市大字大向1653番地の1
周南市大道理市民センター	周南市大字大道理1332番地
周南市長穂市民センター	周南市大字長穂885番地
周南市須々万市民センター	周南市大字須々万本郷478番地の2
周南市須々万市民センター別館	周南市大字須々万本郷480番地の11
周南市中須市民センター	周南市大字中須南2557番地の1
周南市須金市民センター	周南市大字須万2427番地の2
周南市大津島市民センター	周南市大字大津島1361番地の4
周南市大津島市民センター大津分館	周南市大字大津島68番地
周南市和田市民センター	周南市大字埵166番地
周南市高水市民センター	周南市大字樋口491番地
周南市勝間市民センター	周南市大字呼坂1193番地の1
周南市大河内市民センター	周南市大字大河内1638番地の23
周南市三丘市民センター	周南市大字安田562番地の2

別表第2（第9条関係）

- 1 周南市市民センター使用料（周南市大道理市民センター、周南市須々万市民センター別館及び周南市須金市民センターを除く。）

施設	時間区分		
	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
50平方メートル未満	150円	220円	220円
50平方メートル以上	630円	910円	910円
調理実習室	540円	790円	790円

- 2 周南市大道理市民センター使用料

施設	1時間につき
会議室	96円
大会議室	332円
研修交流室1	185円
研修交流室2	
研修交流室3	
調理室	239円

- 3 周南市須々万市民センター別館及び周南市須金市民センター使用料

施設	時間区分		
	午前	午後	夜間
	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
多目的ホール	1,430円	2,050円	2,050円
会議室、研修室、和室、調理室	1,000円	1,440円	1,440円

備考

- 1 次に掲げる場合の使用料は、この表に定める使用料に次に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 営利（営業、宣伝等を含む。以下同じ。）を目的とし、入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収し、又は物品販売を行う場

合 100分の300

(2) 営利を目的とするが、入場料等を徴収しない、かつ、物品販売を行わない  
場合 100分の200

(3) 営利を目的としないが、入場料等を徴収し、又は物品販売を行う場合 100  
分の120

2 周南市大道理市民センター使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単  
価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみな  
す。

### 別表第3 (第9条関係)

1 周南市市民センター冷暖房使用料 (周南市大道理市民センター、周南市須々万市  
民センター別館及び周南市須金市民センターを除く。)

施設	1時間につき
50平方メートル未満	20円
50平方メートル以上	
調理実習室	

2 周南市大道理市民センター冷暖房使用料

施設	1時間につき
会議室	17円
大会議室	83円
研修交流室1	42円
調理室	63円

3 周南市須々万市民センター別館及び周南市須金市民センター冷暖房使用料

施設	1時間につき
多目的ホール	72円
会議室、研修室、和室、調理室	51円

備考 冷暖房使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額と  
する。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。

### 別表第4 (第9条関係)

周南市市民センター附属設備等使用料

区分	1時間につき
附属設備等	別に1,000円の範囲内で市長が定める額

備考 附属設備等使用料は、使用する時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。

(参考)

周南市市民センター条例の制定等に伴う施設の新旧対照表

(旧)

(新)

所管	施設種類	数
教育部	公民館・公民館類似施設	39
市長部局	市民交流施設	3
	計	42

所管	施設種類	数
市長部局	市民センター	36
	市民センターの事業を行うその他の施設	2
教育部	市民センターの事業を行うその他の施設	1
	計	39

公民館・公民館類似施設

市民センター

<公民館>

<市民センター>

1	桜木公民館
2	周陽公民館
3	秋月公民館
4	遠石公民館
5	岐山公民館
6	中央地区公民館
7	今宿公民館
8	今宿公民館西松原分館
9	櫛浜公民館
10	給島公民館
11	大島公民館
12	久米公民館
13	菊川公民館
14	菊川公民館富岡分館
15	菊川公民館加見分館
16	四熊公民館
17	小畑公民館
18	夜市公民館
19	戸田公民館
20	湯野公民館
21	大向公民館
22	長穂公民館
23	須々万公民館
24	中須公民館
25	和田公民館
26	高水公民館
27	大河内公民館

1	桜木市民センター
2	周陽市民センター
3	秋月市民センター
4	遠石市民センター
5	岐山市民センター
6	中央地区市民センター
7	今宿市民センター
8	今宿市民センター西松原分館
9	櫛浜市民センター
10	給島市民センター
11	大島市民センター
12	久米市民センター
13	菊川市民センター
14	菊川市民センター富岡分館
15	菊川市民センター加見分館
16	四熊市民センター
17	小畑市民センター
18	夜市市民センター
19	戸田市民センター
20	湯野市民センター
21	大向市民センター
22	長穂市民センター
23	須々万市民センター
24	中須市民センター
25	和田市民センター
26	高水市民センター
27	大河内市民センター

<公民館>

<市民センター分館>

28	戸田四郎谷公民館
29	戸田津木公民館
30	大津公民館

28	戸田市民センター四郎谷分館
29	戸田市民センター津木分館
30	大津島市民センター大津分館

<公民館類似施設>

<市民センター>

31	勝間ふれあいセンター
32	三丘徳修館

31	勝間市民センター
32	三丘市民センター

<新設>

33	大津島市民センター ※大津島支所に併設
----	---------------------

市民交流施設

<市民センター>

<市民交流施設>

33	大道理夢求の里交流館
34	須々万農村環境改善センター
35	須金農村環境改善センター

34	大道理市民センター
35	須々万市民センター別館
36	須金市民センター

公民館・公民館類似施設

市民センターの事業を行うその他の施設

<公民館>

<市民センターの事業を行うその他の施設>

36	福川公民館(新南陽ふれあいセンター内)
37	鹿野公民館

37	新南陽ふれあいセンター
38	コアプラザかの ※鹿野公民館講堂を施設の一部とする。

<公民館類似施設>

<市民センターの事業を行うその他の施設>

38	鶴いこいの里
----	--------

39	鶴いこいの里
----	--------

<廃止等>

その他

39	馬島公民館
40	須金公民館
41	熊毛公民館(ゆめプラザ熊毛内)
42	高水ふれあいセンター

廃止	
廃止	
ゆめプラザ熊毛の施設の一部として使用を継続する。 管理を教育部から市長部局に移す。	